

令和元年度市川市指定介護サービス事業者集団指導Q & A

番号	種別	配布資料	項目	質問内容	回答
1	第1号訪問介護	(介護予防)地域密着型サービス P.132	利用者からのハラスメントについて	認知症の症状による行為もハラスメントに該当するのか。	厚労省の示している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」における「ハラスメント」の定義においては、認知症等の病気や障害のある方による行為も含むとしています。事業所として従業員を守るという観点からは認知症によるハラスメント行為に対しても対策を講じていく必要があると思われます。
2	居宅介護支援	居宅介護支援、介護予防支援 P.219	事業所の指定更新について	事業所の指定更新はいつ行なえばよいのか。 また実習の受け入れを行なわねばならないと言われていたが、実習生がいない、どうしたらよいか。	指定更新は6年ごとであり、対象事業所には事前にご案内をしています。また特定事業所加算の算定要件としての介護支援専門員実務研修に関する実習協力については、実際に実習生を受け入れているかではなく、受け入れる体制が整っていることが要件となります。
3	居宅介護支援	—	長期目標および短期目標の期間設定について	認定の有効期間が3年となっている場合、長期目標3年、短期目標1年半と設定することは可能か。	可能ではありますが、ニーズと目標設定期間の整合性が取れているかどうかきちんと検討をお願いします。またモニタリングにおいて、状態変化が見られた際には適切にプランの見直しを行なっていく必要があります。
4	認知症対応型共同生活介護	—	入居後のデイサービス利用について	入居後に全額自己負担で通所介護を利用することは可能か。	認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合には可能ですが、事業所の費用負担となります。利用者や家族に負担を求めるることはできません。 根拠: 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基第121条第2項および解釈通知
5	認知症対応型共同生活介護等	—	入居予約にともなう部屋代について	入居希望者より部屋の確保を希望された場合、何ヶ月前から部屋代を受け取ってもよいなどのきまりはあるか。	権利金として受け取ることは老人福祉法第14条の4の規定に抵触する可能性があると思われます。
6	認知症対応型共同生活介護等	(介護予防)地域密着型サービス P.122	外部評価について	昨年度外部評価の緩和が適用となり、今年度、外部評価を受けた場合、来年度も緩和の適用となるか。また適用となる場合、あらためて申請は必要か。	緩和の適用を受けた年度は、外部評価を行なったとみなされます。その上で緩和の要件(過去に外部評価を5年間継続して実施していること等)を満たしていれば、適用となります。ただし申請手続きは必要となります。令和元年度集団指導配布資料の(介護予防)地域密着型サービスのP122、123をご参照下さい。
7	認知症対応型共同生活介護等	—	入居条件について	市内在住の家族の住所に住民票を移してから入居することは可能か。	可能ですが、居住実態がなく入居のための方便として住民票を一時的に移すことは 住民基本台帳法に抵触する可能性があります。
8	小規模多機能型居宅介護	—	ライフサポートプランについて	ライフサポートプランは必ず作成しなければならないものか。	基準上は作成を義務づけられてはいません。
9	地密デイ・第1号通所介護	(介護予防)地域密着型サービス P.67	外出レクについて	従来どおり、お花見・展示会見学など送迎車を使用しての外出は介護保険上、認められないという理解でよろしいか。	貴見のとおり。令和元年度集団指導配布資料の(介護予防)地域密着型サービスのP67、68をご参照下さい。